『春秋左氏伝』の裁判記事について

佐立治人

目　次

一　「訟」と「訴」との違い
二　国際裁判と国内裁判との区別
三　昭公十四年条及び二十八年条の裁判記事
四　鄭の子展の裁判
五　鄭の子産の裁判
六　「事を議りて以て制する」裁判
七　結　び

一　「訟」と「訴」との違い

『春秋左氏伝』（以下、『左伝』と略称する。）文公十四年（前六一三）条に「周公、将に王孫蘇と晉に訟せんとす。王、王孫蘇に叛（そむ）く。而して尹氏と聃啓（タン）とをして、周公を晉に訟せしむ。（原文。周公将与王孫蘇訟于晉。王叛王孫蘇。

而使尹氏与聃啓訟周公于晉。）」と記されている。この記事は従来、「周の宰である周公が王孫蘇を相手どり晋に訴えようとしていたところ、今まで王孫蘇に味方していた周の王が王孫蘇を裏切り、尹氏と聃啓とを遣して、周公の方が正しいと晋に申し出た。」（竹内照夫訳『春秋左氏伝』（平凡社、一九六八年。一三五頁）の訳文を少し変えた。）という意味に受け取られてきた。これに対して、滋賀秀三「左伝に現われる訴訟事例の解説」（『続・清代中国の法と裁判』（創文社、二〇〇九年）第五章。初出は一九八九年。）は、この記事を、周公が王孫蘇と晋で対決弁論しようとしたところ、周の王は王孫蘇を見限って、王孫蘇の代わりに尹氏と聃啓とを派遣して、晋で周公と対決弁論させた、という意味に理解している（一二八頁から三〇頁）。滋賀論文は、「訟」を「うったえる」と読むのではなく、第三者の前で対決弁論するという意味に理解するのである（一一八頁）。

滋賀論文の文公十四年条のこのような理解に対しては、「従来の理解のままで宜しい。新説には無理がある、という批判を複数の」研究者から受けた、という（同上論文一六〇頁「後記」1）。しかし、滋賀論文の理解の方が正しいであろう。まず、籾山明「春秋訴訟論」（『法制史研究』37掲載、昭和六十三年。六頁から七頁）が説くように、「獄」字は本来、「相い争う両者が主張を闘わせる」即ち対決弁論するという意味である。そして、「訟」字は、管見の限り、前漢末までに成立した書籍の文では、「獄」字と組み合わされて「獄訟」「訟獄」という語になることはあっても、「うったえる」という意味の「訴」「愬」字と組み合わされて「訴訟」「愬訟」という語になることはない。よって、「訟」字は、前漢末までに成立した書籍（『左伝』を含む。）の文では、「うったえる」という意味を持たず、「獄」字と同じく対決弁論を意味する、と考えることができるからである。

「訟」が「うったえる」という意味を持つようになったのは、後漢代に入ってからであろう。『周礼』秋官、大司寇

の「以両造、禁民訟」の文に附された鄭玄の注に「訟とは、財貨を以て相い告する者を謂う。」と述べられている。「訟」字が「訴」字と組み合わされた「訴訟」の語が現れる最も早い例は、管見の限りでは、『三国志』巻八、魏書、公孫瓚伝に附された裴松之の注が引く韋昭撰『呉書』に、「時に郷曲、訴訟するところ有れば、以て吏に詣らず、自ら（劉）虞に投じて之れを平せしむ。」とあるものである。また、『後漢書』巻六、質帝紀、本初元年（一四六）正月丙申詔に、「闕を守りて訴訟すること、前後、絶えざらしむるに至る。」とある。

二　国際裁判と国内裁判との区別

滋賀前掲論文は、「上代中国（原注。およそ春秋時代以前をいう）における訴訟のあり方」（一一一頁）を考えるために、『左伝』の中のいくつか訴訟と関わりのある文段を読んだ結果、同書に現れる訴訟の諸事例では、訟を聴く者の側に「紛争の妥当な解決、その収拾鎮静、平和の恢復を目途とする調停の姿勢が目立つ。」（一五三頁）とし、春秋時代の中国では「政治権力が事態の安定のために働くその世話やき機能を発揮する一つの場として訴訟が位置づけられていた」（一五四頁）と認識している。そして、「帝制時代の訴訟のあり方を、（中略）〝権力の世話やき機能を期待する訴訟観〟として捉えるならば、春秋時代にもそうであったことが今や明らかになった。」（一五五頁）と断定している。

しかし、訟を聴く者の側に「調停の姿勢が目立つ」と観察した根拠として、文公十四年条、成公四年・五年条、成公十一年条、襄公十年条の文段を挙げているけれども、文公十四年条の文段では、周人対周人の争訟を晋人が裁いており、成公四年・五年条の文段では、鄭伯対許男の争訟を楚人が裁いており、成公十一年条の文段では、周王対晋人

の争訟を晋侯が裁いており、襄公十年条の文段では、周人対周人の争訟を晋人が裁いているのである。つまり、これらの文段に記されている裁判は、国際裁判であって、国内裁判ではないのである。

入江啓四郎『中国古典と国際法』（成文堂、昭和四十一年）は、「春秋時代ともなると、周の統制が弱体化したために、封建諸侯の地位が相対的に強力となり、周と諸侯の宗属関係が乱れて、諸侯間の相互関係が国際化したことに着目し、その邦際関係を国際法に準じて理解することは不当ではないであろう。」（十八頁）と述べている。そして、「春秋時代、厳格な法的定義の上で、国際仲裁裁判または国際司法裁判に相当する制度もしくは先例を求めることはできない。しかしこれに類似したものは、全然ないわけではない。」（八十四頁）と述べて、『左伝』成公四年・五年条に記されている、鄭伯対許男の争訟を楚人が裁いた事例を挙げている。

国際裁判であれば、訟を聴く者の側に「平和の恢復を目途とする調停の姿勢が目立つ」のは当然である。春秋時代の中国で、「政治権力が世話やき機能を発揮する一つの場として訴訟が位置づけられていた」ことの根拠にはならない。帝制時代の中国の裁判の在り方と春秋時代の中国の裁判の在り方とを比べるのであれば、『左伝』の裁判記事のうち、各国の国内裁判の記事だけを取り上げて検討しなければならない。滋賀論文が取り上げた『左伝』の裁判記事のうち、国内裁判の記事は、昭公十四年条及び昭公二十八年条の裁判記事の二つだけである。次節でこの二つの裁判記事を検討する。

三　昭公十四年条及び二十八年条の裁判記事

『左伝』昭公十四年（前五二八。晋昭公四年）条に次のように記されている。和訳に当たっては、竹内照夫訳『春

秋左氏伝』（前掲、三八五頁）及び滋賀前掲論文（一三七頁から四〇頁）を参考にした。『左伝』及びその注疏は、清嘉慶二十年重刊宋本『左伝注疏』の影印本（中文出版社）を見た（以下同じ。）。

【和訳】

晋の邢侯（邢邑の城主）と雍子（鄐邑の城主）とが鄐邑の土地を争いました。長い間、解決できませんでした。裁判官の士景伯が楚に行ったので、叔魚が士景伯の代理に任じられました。執政の韓宣子が叔魚に命じて、この未解決の争訟を裁かせました。罪は雍子にありました。雍子はその娘を叔魚に納れました。そこで、叔魚は邢侯に罪があると判決しました。邢侯は怒って、叔魚と雍子とを法廷で殺しました。

韓宣子がその罪を叔向（叔魚の兄。晋の上大夫。）に質問しました。叔向が答えました。「三人は同罪です。生存者に刑を加え、死者をさらしものにするのがよいです。雍子は自分に罪があるのを自分でわかっていて、贈賄して、自分を直とする判決を買いました。鮒（羊舌鮒。鮒が名、叔魚は字。）は裁判を売りました。邢侯は勝手に人を殺しました。彼らの罪は同じです。自分が悪いのに他人の善を奪い取って自分の善にすることを昏と言います。貪って公務を乱すことを墨と言います。平気で人を殺すことを賊と言います。『夏書』に「昏・墨・賊は殺す。」と記されています。皐陶（帝舜の臣）の刑です。これに従いましょう。」そこで、邢侯に死刑を科し、雍子と叔魚とのしかばねを市場にさらしました。

【原文】

晋邢侯与雍子争鄐田。久而無成。士景伯如楚。（杜預注。士景伯、晋理官。）叔魚攝理。韓宣子命断旧獄。罪在雍

子。雍子納其女於叔魚。叔魚蔽罪邢侯。（杜預注。蔽、断也。）邢侯怒。殺叔魚与雍子於朝。宣子問其罪於叔向。叔向曰、三人同罪。施生戮死、可也。（杜預注。施、行罪也。）雍子自知其罪、而賂以買直。鮒也鬻獄。邢侯専殺。其罪一也。己悪而掠美為昏。貪以敗官為墨。殺人不忌為賊。夏書曰、昏墨賊殺。皐陶之刑也。請従之。乃施邢侯、而尸雍子与叔魚於市。

この記事で注目すべき点は、「罪は雍子に在り。」「罪を邢侯に蔽（さだ）む。」と記されているように、権利が無い土地を争うことが「罪」と表現されていることである。これは、帝制時代の中国の制度では、あらゆる法律違反が何らかの罪になり、何らかの刑罰に帰着することになっていたので、権利が無い土地を争うことも罪であったことと共通する。『左伝』文公六年（前六二一。晋襄公七年）春条に「宣子（杜預注。宣は趙盾の謚。）、是に於て始めて国政を為す。（中略）法罪を正す。」と記されているように、晋国には趙盾が定めた刑法が既に存在したはずであるが、この記事の裁判が行われた時には用いられていなかったらしい。贈賄、枉判、殺人の罪に対して、自国の法律ではなく、『夏書』に従って刑を当てているからである。『夏書』は夏王朝の史官の記録である。「昏墨賊殺。」の文は、現在伝わっている『書経』の中には見られない。

この昭公十四年条の記事では、土地を争う両当事者のうち、一方の当事者が裁判官に贈賄して「直」を買った結果、もう一方の当事者に「罪」がある、と判決が下されているから、この両当事者に対する裁判は、相争う両当事者の主張に対して二者択一の判定を行う裁判であって、「紛争の妥当な解決、その収拾鎮静、平和の恢復を目途とする調停」ではないのである。また、この記事に見られる、贈賄、枉判、殺人という悪事を行った者に対する裁判も、「調停」

ではないことは言うまでもない。

滋賀論文が取り上げた『左伝』の裁判記事のうち、もう一つの国内裁判の記事は、昭公二十八年（前五一四。晋頃公十二年）条の記事である。そこには次のように記されている。「冬、晋の梗陽県の人の間で争訟がありました。県の大夫の魏戊は断決することができず、争訟案件を執政の魏子に送上しました。一方の当事者の大宗（当事者が属する一族の嫡系の者）が賄賂として女楽人を魏子に贈りました。魏子はこれを受け取ろうと思いました。（中略）結局、献子（魏子）は梗陽の人の賄賂を辞退しました。（原文。冬、梗陽人有獄。魏戊不能断。以獄上。其大宗賂以女楽。魏子将受之。（中略）献子辞梗陽人。）」

魏子は魏献子であり、魏戊はその庶子である。梗陽は、魏献子が執政となった時に祁氏の領地を分割して作った七県の一つで、魏戊はその大夫（県知事）に任じられていた。同じ昭公二十八年条に「秋、晋の韓宣子、卒す。魏献子、政を為す。祁氏の田を分かちて以て七県と為す。（中略）魏戊を梗陽大夫と為す。」と記されている。

この裁判記事からは、魏戊及び魏献子が行った裁判の性格を読み取ることができない。当然、裁判官の「調停の姿勢」を読み取ることはできない。敢えて言えば、「断ずる能わず」という表現、及び一方の当事者が裁判官に賄賂を贈ったことから見て、この裁判は、両当事者の主張に対して二者択一の判定を行う裁判であった可能性がある。

このように、滋賀論文が取り上げた、『左伝』の国内裁判の記事二つを読む限り、そこに見られる裁判で、裁判官の側に「調停の姿勢が目立つ」と言うことはできない。それどころか、一つの記事の裁判では、相争う両当事者の主張に対して二者択一の判定が行われているのである。よって、春秋時代の中国では「政治権力が事態の安定のために働くその世話やき機能を発揮する一つの場として訴訟が位置づけられていた」と認識することはできないのである。

ところが、国内裁判で裁判官が「事態の安定のために働くその世話やき機能を発揮」していることを示す記事が、『左伝』の中に確かに存在するのである。

四　鄭の子展の裁判

『左伝』襄公二十二年（前五五一。鄭簡公十五年）条に次のように記されている。和訳に当たっては、竹内訳（前掲、二六九頁）を参考にした。

【和訳】

十二月、鄭の游眅が晋に行こうとして、まだ国境を出ない時に、新妻を出迎えている者に遭遇しました。游眅はその新妻を奪って、その地の城邑に宿泊しました。丁巳の日に、その夫が子明（游眅の字が子明。）を襲撃して殺し、妻を連れて逃げました。

国政に当たっていた子展は、游眅の子の良には父親の卿の位を継がせず、游眅の弟の大叔を立てて、兄の卿の位を継がせて、「国卿は、君主の補佐です。民の主人です。いいかげんに選んではいけません。子明のような類の者ははずしましょう。」と言いました。そして、妻を奪われた者を捜し出して、もとの生活に戻らせました。また、游氏に相手を怨んで仕返しをしないよう命じて、「父の悪事をさらけ出すようなことをしてはいけません。」と言いました。

【原文】

十二月、鄭游販（「販」はもと「販」に作る。阮元の校勘記に拠って改めた。）、将如（「如」はもと「帰」に作る。阮元の校勘記に拠って改めた。）晋。未出竟、遭逆妻者。奪之以館于邑。丁巳、其夫攻子明殺之、以其妻行。

子展、廃良而立大叔（杜預注。良、游販子。大叔、販弟。）曰、国卿、君之貳也。民之主也。不可以苟。請舎子明之類。求亡妻者、使復其所。使游氏勿怨（杜預注。鄭国不討専殺之人。所以抑強扶弱、臨時之宜。）、曰、無昭悪也。

游販は、鄭の六卿の一人、公孫蠆の子である。魯の襄公十九年に蠆が歿し、游販が卿位を嗣いだ。子展は、鄭の六卿の一人、公孫舎之である。この時、国政の最高責任者であった。『左伝』襄公十九年秋八月条に「鄭人、子展をして国に当たらしめ、子西をして政を聴かしむ。」と記されている。

「妻を亡う者を求め、其の所を復せしむ。游氏をして怨む勿からしむ。」の文に附された杜預の注に、「鄭国、専殺の人を討たざるは、強きを抑え弱きを扶け、時の宜しきに臨む所以なり。」と述べられている。国政の責任者である子展は、游販が卿という強い立場を頼みにして人妻を奪い、そのために殺されたという事情を酌んで、游販を殺した者を無罪とし、もと通りの生活を送らせた。一方、殺された游販の一族に対しては、游販を殺した者が死刑にならなかったからと言って、その者に復讐すれば、游販の悪事を人に知らせることになる、と説得して、游販を殺した者を怨まないように導いた。子展はまさに「政治権力が事態の安定のために働くその世話やき機能を発揮」した、と言うことができる。

また、『左伝』昭公元年（前五四一。鄭簡公二十五年）条に次のように記されている。和訳に当たっては、竹内訳（前掲、三二六頁から七頁）を参考にした。

五　鄭の子産の裁判

【和訳】

鄭の大夫、徐吾犯の妹は美人でした。公孫楚（子南。鄭の穆公の孫。）が聘財を納めて婚約しました。ところが、後から公孫黒（子晳。穆公の孫。）も、使者を遣して強引に雁（納采の品）を贈って、結婚を申し込みました。（中略。徐吾犯の妹自身に選ばせた結果、彼女は）子南氏（公孫楚の家）に嫁ぎました。子晳（公孫黒）は怒りました。ほどなくして、衣服の下によろいを着けて、子南に会いました。子南を殺して、その妻を奪おうと思ったのです。子南はそれを知って、ほこをつかんで子晳を追いかけ、四つ角に至ってほこで子晳を撃ちました。子晳は傷を負って帰り、大夫に告訴して言いました。「私は子南に友好的に会いました。子南が私に悪意を抱いているとは知りませんでした。だから負傷したのです。」大夫は全員で審議しました。執政の子産が言いました。「（結婚問題では子南が直であり、傷害事件では子晳が直であり）直が均しければ、年齢が若く身分が低い方が罪になります。よって、罪は公孫楚（子南）の方にあります。」

そこで、子産は、子南を執らえ、責めて言いました。「国の大節は五つあります。あなたはこれを全て犯しました。主君の権威を畏れること、為政者の命令に従うこと、身分が上の者を尊ぶこと、年上の者に仕えること、親族

を養うこと、この五つは国を成り立たせる基礎です。今、主君が国におられるのに、あなたは武器を使いました。これは主君の権威を畏れない行為です。人を傷害して国のきまりを犯しました。これは為政者の命令に従わない行為です。子晳は上大夫で、あなたは下級の大夫です。それなのに上大夫に対してへりくだりませんでした。これは身分が上の者を尊ばないふるまいです。年下なのに年上の者に遠慮しませんでした。これは年上の者に仕えないということです。自分の従兄を武器で撃ちました。これは親族を養わないということです。主君は「余はあなたを殺すに忍びない。あなたをゆるして遠方に追放します。」とおっしゃいました。できるだけ急いで出発しなさい。重ねて罪を犯してはいけません。」

五月庚辰、鄭は游楚（子南）を呉に追放しました。子南を出発させようとして、子産は、子南の兄の子である大叔に相談しました。大叔が言いました。「私（原文。吉。大叔の名。）は自分の身を守ることもできません。どうして一族の者をかばうことができましょうか。このたびの処分は国の処分です。私的な制裁ではありません。あなたは鄭国の利益を考えて、子南を追放することにしたのです。また何の疑いがありましょうか。（中略）私がもし罪を獲て、あなたが私を追放しようとするならば、游氏一族に対して何の遠慮も要りません。」

【原文】

鄭徐吾犯之妹美。（杜預注。犯、鄭大夫。）公孫楚聘之矣。（杜預注。楚、子南。穆公孫。）公孫黒又使強委禽焉。（杜預注。禽、鴈也。納采用鴈。）（中略）適子南氏。子晳怒。既而嚢甲、以見子南、欲殺之而取其妻。子南知之、執戈逐之。及衝、撃之以戈。子晳傷而帰、告大夫曰、我好見之。不知其有異志也。故傷。大夫皆謀之。子産曰、直鈞、幼賤有罪。罪在楚也。（杜預注。先聘、子南直也。子南用戈、子晳直也。後略。）

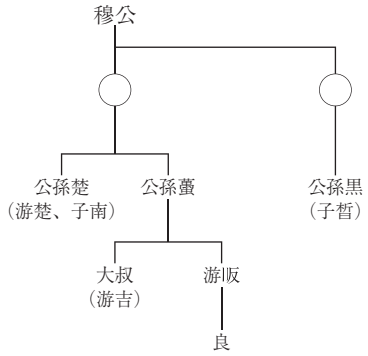
乃執子南而数之曰、国之大節有五。女皆奸之。畏君之威、聴其政、尊其貴、事其長、養其親。五者所以為国也。今、君在国、女用兵焉。不畏威也。奸国之紀。不聴政也。（杜預注。奸国之紀、謂傷人。）子晳、上大夫、女、嬖大夫、而弗下之。不尊貴也。幼而不忌。不事長也。兵其従兄。不養親也。君曰、余不女忍殺、宥女以遠。勉速行乎。無重而罪。

五月庚辰、鄭放游楚於呉。将行子南、子産咨於大叔。（杜預注。大叔、游楚之兄子。）大叔曰、吉不能亢身。焉能亢宗。彼国政也。非私難也。子図鄭国利、則行之。又何疑焉。（中略）吉若獲戻、子将行之、何有於諸游。

子南を殺してその妻を奪う目的で訪ねて来た子晳を、子南はほこで撃って負傷させた。執政の子産は、正しさが等しければ罪は幼賤の方にある、という理由で、罪は子南の方にある、と判定した。罪の内容は、主君が国に居る時に武器を用い、人を負傷させた、しかも、負傷させた相手が自分より身分が上で、近親の年長者である従兄である、というものであった。罪があると判定された子南に対して、どのような処分を与えるか、子産が主君である簡公（在位前五六五～前五三〇）に判断を仰いだところ、殺すには忍びないので遠方に追放せよ、という命令が下った。その後で、子南を追放しようとする時に、子産は、子南の兄の子で卿である大叔に相談して、その同意を得た。

子産が、子南に与える処分を主君に決めてもらったこと、及び、子南の一

子展の裁判と子産の裁判との関係者の系図



族の有力者から、処分に対する同意を得たこと、この二点から、子産もまた、「事態の安定のために働く世話やき機能」を発揮した、と言うことができる。

なお、子展の裁判と子産の裁判との関係者の系図を掲げておく。

六　「事を議りて以て制する」裁判

『左伝』の国内裁判の記事で、裁判の在り方を読み取ることができる内容を持つものは、以上に紹介した四つの記事、即ち昭公十四年条の晋の裁判の記事、同二十八年条の晋の裁判の記事、襄公二十二年条の鄭の裁判の記事、昭公元年条の鄭の裁判の記事が全てである。晋の裁判の記事二つ、鄭の裁判の記事二つだけしかない。

鄭は、魯の昭公六年（前五三六。鄭簡公三十年）に刑書を鼎に鋳て、刑法を人民に公開した（『左伝』同年三月条及びその杜預注）。晋もまた、魯の昭公二十九年（前五一三。晋頃公十三年）に刑鼎を鋳て、刑法を人民に公開した（『左伝』同年冬条）。四つの記事に見られる晋の裁判及び鄭の裁判はすべて、それぞれの国で刑書を鋳る前に行われたものである。刑書を鋳て人民に公開しないと、罪刑法定主義が成立するための条件が欠けるから、これらの裁判は、旧中国で罪刑法定主義が成立する以前に行われた裁判である、と言うことができる。

『左伝』昭公六年三月条に掲げられている、晋の叔向が鄭の子産に送った、鄭が刑書を鋳たことを非難する手紙の中に、「昔、先王、事を議りて以て制す。刑辟を為らず。（原文。昔、先王、議事以制、不為刑辟。）（和訳。昔有徳の天子は、事件が起こるたびごとに適切な判断を下して解決し、あらかじめ刑法を制定しませんでした。）」と述べられている。「事を議りて以て制する（事件が起こるたびごとに適切な判断を下して解決する）」裁判は、まさに「政治権

力が事態の安定のために働くその世話やき機能を発揮する」裁判である、と言うことができる。刑法を定めて、それを鼎に鋳て、人民に公開する前の鄭国及び晋国でも、「事を議りて以て制する」裁判、即ち「政治権力が世話やき機能を発揮する」裁判が行われていたのであろう。すると、四つの記事に見られる裁判は、そのような裁判の実例であることになる。

しかし、いくら「事件が起こるたびごとに適切な判断を下して解決する」裁判であったと言っても、全く自由な裁判であったわけではない。昭公十四年条の晋の裁判の記事に「罪は雍子に在り。」「罪を邢侯に蔽（さだ）む。」「三人同罪。」とあり、昭公元年条の鄭の裁判の記事に「直、鈞しければ幼賤、罪有り。罪は楚に在るなり。」とあるように、晋国で刑鼎を鋳る前に行われた裁判では、土地争いで理がないとされた当事者、贈収賄、殺人という悪事を行ったと認められた者に「罪」があると判定されており、鄭国で刑鼎を鋳る前に行われた裁判では、目上の者を傷害するという悪事を行ったと認められた当事者に「罪」があると判定されている。どちらの裁判でも、どの当事者に「罪」があるかの判定が行われているのである。

わずか二つだけの裁判記事から読み取った特徴ではあるが、裁判官がどの当事者に「罪」があるかの判定を行う、という特徴は、後世の帝制時代の中国の裁判と共通するものである。よって、この特徴は、この二つの記事に見られる裁判がたまたま持っている特徴ではなく、刑鼎を鋳る前の鄭国及び晋国の裁判全体の特徴であり、ひいては「事を議りて以て制する」先王の裁判の特徴でもある、と考えることができる。

すると、「事を議りて以て制する」裁判は、全く自由な裁判ではなく、裁判官が、どの当事者に罪があるかを判定することが必要であり、それをした上で、罪があるとされた者に対する適切な刑罰や処分を量定したり、紛争を解決

し鎮静させるための適切な方法を考案し実行したりする、即ち「事態の安定のために働く世話やき機能を発揮する」裁判であった、と考えなければならないのである。

七　結　び

『左伝』昭公十四年条に記されている、晋の邢侯と雍子との土地争いに対する裁判では、雍子に罪があるか、邢侯に罪があるかの二者択一の判定が行われている。一つの土地に対して一方の当事者に権利があれば、他方の当事者には権利がないわけであるから、この裁判で行われた判定は二者択一の形となったのである。邢侯に罪があると判定した後で、裁判官の叔魚は、邢侯に与える処分を決める「世話やき機能」を発揮しなければならなかったのであるが、その前に、怒った邢侯に殺されたのである。

後世の旧中国では、罪刑法定主義に従って、刑法典である律が制定公布されていたから、罪があると判定された当事者に与える処分を決める「世話やき機能」を裁判官が発揮することは許されなくなっていた。それにもかかわらず、法定刑よりも軽い刑罰を勝手に科する裁判官が跡を絶たなかったのは、「事を議りて以て制する」裁判こそが、古の聖王が行った、あるべき裁判である、と『左伝』昭公六年条に明記されているからであった。罪刑法定主義よりも儒教の理想を優先する裁判官が多かったのである。

［附記］　大変短いものですが、本稿を栗田隆先生に捧げ、先生の御退職の記念とさせていただきます。先生の御健康、今後の御活躍を心からお祈り申し上げます。